

介護支援専門員証の交付・更新の研修フローチャート

【注意】

- ・研修を修了しただけでは証は更新されません。必ず県高齢政策課あて申請手続きを行ってください。
- ・受講漏れがないよう、ご注意ください。
特に、2つの研修を受講しなければならない方の受講漏れが多いため、必ずご確認ください。

【有効期間が満了している方】

★再研修★

受講しなければならない研修は
AIチャットボットからも確認できます。



△ AIチャットボット

前回、受講した研修が

【実務研修】 または 【更新研修B】 または 【再研修】

現在お持ちの証の有効期間内に
実務に従事した経験がありますか？

いいえ

★更新研修B★

現在お持ちの証の有効期間内における
実務経験期間が…

はい

ご自身の状況により、それぞれの研修を①→②の順番で
2つ受講してください。

※①の受講漏れが多いため、ご注意ください。

①

・6ヵ月以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅰ★

・6ヵ月未満の方

・6ヵ月以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

★更新研修A（前期）★

②

・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅱ★

・3年未満の方

・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

★更新研修A（後期）★

前回、受講した研修が

【専門Ⅱのみ】 または 【更新A（後期）のみ】

または 【専門Ⅰ／更新A（前期）と 専門Ⅱ／更新A（後期）】 ※2つ受講した方

現在お持ちの証の有効期間内に
実務に従事した経験がありますか？

いいえ

★更新研修B★

現在お持ちの証の有効期間内における
実務経験期間が…

はい

該当する研修をいずれか受講してください。

※有効期間内に主任更新研修を修了している方は、証更新のため
の研修が免除されますので、受講不要です。

・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いている方

★専門研修課程Ⅱ★

・3年未満の方

・3年以上あり、研修申込時点で実務に就いていない方

★更新研修A（後期）★

【主任資格をお持ちの方】証更新のための研修フローチャート

【注意】

- ・証の有効期間が切れてしまうと主任資格も同時に失効します。**証の満了日までに必ず更新申請手続きを行ってください。**
- ・主任**更新**研修を修了している方は、介護支援専門員の更新研修が免除されます。

証の有効期間内に主任**更新**研修を修了していますか？

はい

更新研修の受講不要

※証の満了日までに必ず更新手続きを行ってください。

いいえ

主任**更新**研修を受講する予定がありますか？

※主任資格不要となる場合は「無い」を選んでください。

無い

介護支援専門員の更新研修を受講してください。

ある

証の満了日までに主任**更新**研修を修了できますか？

※主任更新研修は、主任資格の満了日の2年度前から受講できます。
主任更新研修を受講するには要件を満たす必要があります。

はい

主任更新研修を受講し、証の満了日までに更新手続きを行ってください。

いいえ

詳細は下記をご確認ください

介護支援専門員の更新研修を受講してください。

【手順】

- ① 前ページ「介護支援専門員証の交付・更新の研修フローチャート」を確認し、必要な更新研修を受講・修了する。
- ② 証の有効期間満了日までに証の更新手続きを行い、証の更新を行う。
- ③ 主任更新研修を受講し、主任の有効期間を更新する。

【注意】 証の有効期間が切れた場合、主任の資格も失効します。
証より主任資格の有効期間が長い場合も、証の更新手続きは必須です。